

令和3年度地域少子化対策重点推進交付金(令和3年度補正予算)実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 川崎町 (都道府県: 福岡県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	3.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(都道府県主導型コース)			
個別事業名	川崎町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度 平成28 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	6,000,000 円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>川崎町においては、県とも連携しつつ、「雇用の創出」や「定住促進と交流人口の拡大」、「結婚・出産・子育て」、「安全・安心の快適な暮らし」の分野における取組を重点的に進める「第2次川崎町総合戦略」を令和元年度に策定し、計画的な取組を進めているところである。</p> <p>「第6次川崎町総合計画策定のためのアンケート」(調査対象:町内在住の20歳以上の方、調査期間:令和元年8月、10月、調査方法:郵送法、有効回収率:16.4%)によると、50代以下の町民が求める施策として「子どもの教育の充実」が38.3%、「子育て支援や保育サービスの充実」が30.5%と高い水準を占めており、結婚・子育てに関する支援への要望の高さが伺える。</p> <p>本町では、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりとして、平成28年度から結婚新生活事業費補助金を活用し、「新婚向け住宅の各種支援」を行い、新婚世帯の移住定住を促進するため敷金等の一部を補助している。</p> <p>本事業については平成28年度の制度開始以降、支給見込世帯数に比して支給申請が低調な状態が続いているが、事業を継続するにつれ認知度も向上し問い合わせも増加傾向にあるため、制度の利便性を高めることによって、多くの申請が見込める。</p> <p>令和元年度に策定した第2次川崎町総合戦略においては、本町の若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりを基本的な目標とし「魅力ある教育環境の構築」と「若い世代における生活支援の強化」を基本戦略としている。また、施策の内容として①結婚に向けた環境整備②子育て環境の整備の取り組みを行うこととしている。本事業については上記取り組みの①に位置づけられる。</p>			
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3			
	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が400万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)夫婦の合計所得が●●●万円未満	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)夫婦ともに婚姻日における年齢が●●歳以下の世帯	
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。			
	一般コース	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円
		39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円
	【その他独自要件】			
2. ①申請見込み世帯数	9	世帯		
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下 7	世帯		
	左記以外 2	世帯		
【積算根拠】				
<29歳以下の場合> 7件(支給見込世帯数) × 60万円(補助上限額) × 2/3(補助率) = 2,800千円 <39歳以下の場合> 2件(支給見込世帯数) × 30万円(補助上限額) = 400千円 計 9件 総額: 4,800千円、交付金額: 3,200千円 ※各件数については、令和3年度の当事業における支給実績見込世帯数を引用				
	令和3年度見込世帯数 9 世帯			
②継続補助の見込対象経費支出予定額	6	世帯		
	1,200,000	円		
3. 広報の実施予定				
婚姻届提出窓口に資料を設置。婚姻届を提出に来た方に資料配布及び内容の説明を行い周知する。さらに、広報紙「広報かわさき」(年3回)と町HPに掲載、福岡県発行の移住ガイドブック掲載、令和4年運営開始予定の川崎町移住・定住サイトに掲載する。				

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値
		川崎町総合戦略において掲げる数値目標のうち、合計特殊出生率		%	1.8 (令和6年)
参考指標 ※(注)5	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		%	1.57 (平成29年)	
	婚姻件数		件	50 (令和3年)	
	婚姻率		%	3.6 (令和2年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合		%	70	60
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」		%	60	40
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」		%	100	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県が運営するメールマガジン(登録者:約10,000人)や県HPで広報を行う。 ・福岡県が設置する結婚新生活支援事業拡大方策協議会において、本事業の効果や課題・検証等を行い、次年度以降の事業に反映させていく。 ・福岡県と圏域内の複数市町村が連携した広域的な出会いイベントの開催にあたって、イベントを企画するための情報提供、対象となる独身者の選定(どの企業・団体等にするか)、募集チラシの周知(集客)、参加者募集企業に対する結婚新生活支援事業の周知及び市町村が実施する子育て世帯向け講座等の周知(開催も含む)、各市町村の地域資源の提供を行う。また、福岡県が取り組む高齢者による子育て支援推進事業において、マイスター人材やマイスターの活動先となる子育て支援施設の情報提供等を行う。 				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産業者や引越業者に対し、チラシ配架等に協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。 ・商工会や商工会議所等と連携し、会員企業の従業員に対して情報提供を行う。 				
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業 又は重点課題事業を実施する場合のみ記載					
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。